



中国ビジネスの難しさ

開発経済調査部上席研究員 糠谷 英輝

JETRO の発表によれば、2005 年の日中貿易は、貿易総額で 1,893 億 8,736 万ドルと、1999 年以降 7 年連続で過去最高を更新した。しかし、伸び率は輸出(8.9%)、輸入(15.7%)ともに前年を下回る結果となっている(前年伸び率は輸出 29.0%、輸入 25.3%)。ことに輸出の伸び率が急減しているが、その背景には現地生産の拡大や部材の現地調達化の増加といった要因があると考えられる。これは、多くの日系企業にとり、製品輸出から始まって、現地生産シフト/工場立ち上げの過程を経て、現地生産が軌道に乗ってきた状況を反映している。その意味では日系企業の中国ビジネスが成熟期を迎えつつあるとも言えるが、今後、中国におけるビジネスをどのように展開していくか、巨大な市場をいかに開拓していくか、従来に比しても更に難しい道程が待っていると見えよう。一般に、アジア諸国でのビジネスの難しさとして、規制の多さ、複雑さ、当局対応の不透明さなどが指摘される場所である。しかし中国は他のアジア諸国の比ではない。これは社会主義国であること、他国に比べて短期間に急速に外資による経済発展が進んだことがその主因である。

先般、中国に出張して、日系企業を中心にヒアリングしてみた実感であるが、中国では規制が多く、複雑であり、条文だけではそもそも取引が可能なのか否か不明なことが多い。ほとんど全ての取引には認可が必要であるが、関係当局も多岐に亘り、しかも当局間による見解の相違、あるいは地方間による規定そのものや解釈の相違があることは当たり前になっている。例えば同じ取引に関して、ある地方の税務当局では源泉課税の対象とされ、他の地方の税務当局では非課税とされ、しかも同一税務当局でも年によって判断が変わることがある。進出企業としては、払えと言われれば払うしか対応しようがない。またグループ会社間で資金のやり取りを行う場合、銀行を通じた委託貸付の形態を取らざるを得ないが、その金利は上海では自由に設定できるものの、北京では通常の貸付金利規制が適用される。デリバティブ業務で銀行管理監督委員会からライセンスを受けたものの、外貨管理局が策定することになっているルールが出来ていないためにライセンスはあっても現実の業務を行えないという事態も起こっている。また現物出資を行おうとした際に、その認可権限のない外貨管理局に否認された例もある。さらには規制自体が突然に改正されることもある。中国では外貨借入に関しては総枠が嵌められているが、2005 年 4 月に 3 月に遡って、親会社保証による借入もこの枠に参入する規制変更が突然になされた。枠がない企業は対応が出来ず、銀行に頼んで、保証ではなく、確認書の形で融資を継続してもらうなどの対策に追われた。

この他にも、ビジネス慣行の相違で悩まされることは多い。よく言われるのは中国企業では、期日に支払いを行わないのが当たり前で、そうすることが優秀な財務であるとされる。手形も不渡りになった場合にはただ戻ってくるだけで、しかも手形交換のコストだけが取られるという有様である。こうしたビジネス展開の難しさに加えて、リテー

ル市場へ参入するとなると、さらの市場そのものの難しさが加わる。2004年末には流通・サービス市場が外資に大きく開放されたが、まだリテール市場で成功を収めている外資系企業はほとんどない。地方などの物品の流通経路は長い間の慣習によって作られたものであり、外から窺い知れるものではなく、簡単に参入することは出来ない。焦らず、遅れず、しかし慎重に。中国でのビジネス展開は難しいものである。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2006 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>